

In depth

A look at current financial reporting issues



No. US2017-01
January 31, 2017

FASBによる事業の新たな定義

新たな定義およびその影響に関する包括的考察

目次

背景.....	1
主な規定.....	2
選別テスト.....	2
評価の枠組み.....	4
次のステップ.....	7

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2017 年 1 月 5 日、事業 (business) の定義を改訂する会計基準アップデート (ASU) [No.2017-01](#)「企業結合 (Topic 805) : 事業の定義の明確化 (Clarifying the Definition of a Business)」を公表しました。

事業の定義に対する変更によって、ほとんどの業種 (特に不動産および医薬) では、資産の取得として会計処理される取得の数が増えることになると考えられます。また、事業の定義は、多くの会計領域 (例えば、処分、連結、およびセグメントの変更) に影響を与えます。

背景

.1 企業結合に関する現行ガイダンスの下では、インプット、プロセスおよびアウトプットという 3 つの要素があります。事業の定義を満たすためにアウトプットの存在が要求されるものではありません。企業は、資産および活動の統合された組合せ (「組合せ」) を市場参加者が事業として管理することができるかどうかを評価する必要があります。事業として管理するために売手が使用したインプットおよびプロセスのすべてが、取引における資産および活動の組合せの中に含まれていない場合、市場参加者が欠けているインプットとプロセスを他と置き換えることができれば、その「組合せ」は事業としての要件を満たすことができます。この方法による取引の評価は、取得したのが事業なのか資産グループなのかについての首尾一貫した結論に到達する助けとなります。その一方で、取引が企業結合ではなく資産の購入に近い場合であっても、企業結合としての要件を満たす結果になる可能性があります。さらに、現行ガイダンスには、事業の定義を満たす「組合せ」に最低限必要なインプットとプロセスが具体的に規定されていないため、適用の範囲が広がっています。FASB が改訂したこの事業の定義により、企業結合としての要件を満たす取引の数が減少すると考えられます。

.2 資産および活動の組合せが事業なのか資産グループなのかの決定は、その「組合せ」に関連する取引の会計処理に影響を与えます。企業結合で取得した資産および負債は、通常、公正価値で計上され、取得の対価がその純資産の公正価値を上回る部分がのれんとして認識されます。仕掛中の研究開発や引き受けた偶発事象についても、通常公正価値で認識、測定されます。取引コストは費用計上されて、取得コストの一部には含まれません。一方、資産の取得では、のれんは認識されず、仕掛研究開発は代替的な用途がなければ取得日時時点で費用計上されます。引き受けた偶発事象は、発生する可能性が高い場合のみ計上され、取引コストは通常、資産計上されます。

.3 もう一つの重要な相違点は、企業結合には、企業が計上した暫定的な金額の会計処理を最終化するまでの測定期間と呼ばれる一定の期間があることです。測定期間という概念は、資産の取得には存在しません。

.4 事業の定義は取得の観点から規定されているものの、その他の領域の会計処理(処分、セグメントの変更および共通支配下の組織再編の会計処理、外貨建取引に係る別個で分離可能な在外事業体の決定および再検討、取得時のリースの分類、ならびに変動持分事業体の評価など)にも影響を与えます。

.5 FASB が改訂したこの定義は、米国証券取引委員会(SEC)による事業の定義(特定の SEC フェイリングにおいて過去の財務情報およびパフォーマンス情報が要求されるかどうかを判定する際に用いられる)には影響を与えません。

主な規定

.6 FASB の新たな枠組みは、資産および活動の組合せを事業として会計処理すべきか資産グループとして会計処理すべきかについて、企業の評価を支援するものです。新たな枠組みには当初に行う選別(スクリーニング)テストが追加されており、取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の資産または類似の資産グループに集中しているかどうかを判定します。選別テストを満たす場合、「組合せ」は事業には該当しません。また、新たな枠組みは、事業であるために最低限必要なインプットおよびプロセスを規定しています。これにより、事業の運営において売手が使用したインプットとプロセスのすべてを入手できなかった場合、市場参加者が欠けている要素を他と置き換えることができるかどうかについての検討を行う必要がなくなります。

.7 何がインプットおよびプロセスの要件を満たすかについては、現行のガイダンスと実質的に同じです。通常、プロセスは文書化されますが、新たなガイダンスでは、組織化された労働力の知的能力もプロセスとして適格となり得ることを明確化しています。管理システム(例:請求業務、給与支払)は一般に、アウトプットの創出に著しく寄与するプロセスとみなされません。

.8 本 ASU は、会計基準コード化体系(ASC) Topic 606「顧客との契約から生じる収益」におけるアウトプットの説明と整合するように、「アウトプット」の定義を狭くしています。その結果、アウトプットを有するとみなされる「組合せ」の数は少なくなります。

選別テスト

.9 本 ASU には、新たな選別テストが含まれており、取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の資産または類似した資産のグループに集中しているかの決定を行うことを企業に求めています。集中している場合には、その活動および資産の組合せは事業とはみなされないことになります。

PwC の見解

本 ASU は、何が「ほとんどすべて」を構成するかについて定義していません。しかし、この用語は、米国会計基準の収益基準やリース基準などの他の領域でも使用されており、通常は約 90%を意味すると解釈されています(しかし、これは必ずしも「明確な判定基準(bright line)」ではありません)。

.10 「組合せ」が事業であるか資産グループであるかにかかわらず、報告企業は、対価を配分するために、取得した各資産の公正価値を決定しなければなりません。取得を評価する際に、新しい選別テストそのものによって追加的なコストや複雑性が生じることは見込まれていません。しかし、FASB は、処分についての定量的分析を行うために追加のコストが生じる可能性があることを認めています。

.11 当初に行う選別テストは定性的に実施される場合もあります。本 ASU は、新薬候補のライセンスの取得および市場価格によるサービス契約の設例を提供しています。市場価格によるサービス契約については、定性的にほとんどまたは全く公正価値を有しないことが決定され、ライセンスの重要性に基づき、テストの閾値が満たされることが明らかであるとされています。一方、「組合せ」の中に異なる新薬候補の複数のライセンスが含まれており、それぞれに僅少とはいえない公正価値が含まれている場合、企業は、閾値が満たされていないと定性的に決定する可能性があります。

PwC の見解

企業が選別テストを実施せず、後述するより詳細な評価の枠組みにもとづいて「組合せ」を最初に評価する場合でも、依然として選別テストの検討が必要となる可能性があります。評価の枠組みが取得した「組合せ」が事業に該当しないことを示している場合、企業は、選別テストによる評価を行う必要はありません。しかし、評価の枠組みが取得した「組合せ」が事業であることを示している場合、企業は、取得した組合せが資産の取得となるための閾値を満たしていないことも把握すべきです。企業は、最もコスト効率の良いやり方で「組合せ」を評価することができます。

総資産

.12 選別テストの目的上、取得した総資産の公正価値が支払った対価と必ずしも同じにならない理由がいくつかあります。例えば、分母は引き受けた負債を除外します。

.13 また、総資産は、部分的な取得に対して支払われる対価とは異なります(すなわち、非支配持分および以前に保有していた持分がある場合に影響を受けます)。取引により、取得される企業の支配がもたらされる場合、たとえ 100%未満の取得であっても、選別テストにおいては総資産の合計を使用しなければなりません。例えば、企業の 60%の支配持分しか取得しなかった場合でも、選別テストでは総資産の 100%が分母として使用されます。

.14 さらに、総資産からは現金および現金同等物、繰延税金資産、繰延税金負債の影響から生じたのれんを除外しなければなりません。FASB は、取引に係る税金の形態ならびに現金および現金同等物が含まれているかどうかは、その「組合せ」が事業かどうかの判定に影響しないことに留意しました。

.15 最後に、総資産の公正価値には、移転対価が取得した純資産の公正価値を超過する部分(すなわち、企業結合の場合にはのれんとして計上されるもの)が含まれます。

単一の資産

.16 選別テストは、単一の資産または類似する資産のグループに適用されます。単一の資産には、企業結合に関するガイダンス(ASC 805)の下で単一の資産として認識および測定される可能性のある個別の資産または資産グループが含まれます。例えば、ASC805 は、耐用年数が類似する相互補完的な無形資産を単一の資産としてグループ分けすることを認めています。

.17 本 ASU では、選別テストの目的のために、分離して計上した資産を単一の資産にグループ化しなければならないとする、以下の 2 つのシナリオを提供しています。

- 他の有形資産に付随している有形資産は、単一の資産とみなさなければならない。これには、有形資産の使用権を表す無形資産が含まれる(例: 関連する敷地がリースである建物)。付随しているとみなされるためには、資産は、多大なコストの発生を伴わなければ物理的に除去して単独で使用することができない。例えば、土地と建物は通常、企業結合において個別の資産として認識されるが、選別テストの際には単一の資産とみなされる。
- (市場価格に対して)有利および不利な無形資産または負債を含む、実行中のリースに関わる無形資産(in-place lease intangibles)および関連するリース資産は、単一の資産とみなさなければならない(例: 建物および実行中のリースに関わる無形資産)

類似の資産

.18 「組合せ」の公正価値が類似の資産グループに集中している場合、選別テストを満たす可能性があり、企業は、資産が類似しているかどうかを決定する際に、資産の性質ならびにアウトプットの管理および創出に伴うリスクを検討しなければなりません。リスクが類似していない場合には、選別テストのために資産を結合することはできません。FASB は、アウトプットの管理および創出におけるリスクが類似していない場合、アウトプットの管理と創出に必要な実質的なプロセスがより高度なものである必要があることを示唆しました。したがって、取得した「組合せ」が事業を構成するかどうかについては、選別テストではなく後述する評価の枠組みを用いて判定しなければなりません。

PwC の見解

資産の性質およびリスクの特性に基づいて類似する資産を識別することは、重要な判断が必要となる領域です。本 ASU には、この評価の実施方法を説明する設例が含まれています。

.19 選別テストを実施する目的上、下記の資産を類似の資産とみなすことはできません。

- 有形資産と無形資産
- 異なる無形資産クラスの中の識別可能な無形資産 (例えば、顧客関連の無形資産、商標、仕掛中の研究開発)
- 金融資産と非金融資産
- 異なる主なクラスの金融資産 (例えば、売掛金と投資)
- 異なる主なクラスの有形資産 (例えば、棚卸資産と固定資産)
- 著しく異なるリスク特性を有するが、同一の資産クラスに属する資産 (例えば、住宅と商業施設で構成される不動産投資)

評価の枠組み

.20 新しい定義のもとで事業とみなされるためには、「組合せ」は、一緒になってアウトプットを創出する能力に著しく寄与するインプットおよび実質的なプロセスを含んでいる必要があります。本 ASU は、(まだアウトプットを創出していない創業期の企業を含めて) どのような場合にインプットと実質的なプロセスが存在するかを評価するための枠組みを提供するものです。本 ASU には、事業とみなされるためのアウトプットを伴わない「組合せ」についてより厳格な要件が規定されています。

PwC の見解

FASB は、「組合せ」が事業としての要件を満たすか否かの決定において、欠けているインプットまたはプロセスを市場参加者が取り換えることができるかどうかを評価する要求事項を削除しました。しかし、本 ASU は、「組合せ」を市場参加者が事業として管理することができるかどうかの評価を求める要求事項については、これを残しています。そのため、売手がこれまで「組合せ」を事業として運営したかどうか、または、取得企業が「組合せ」を事業として運営する意図を有するかどうかについては関係ありません。

買手の意図に左右されて類似する取引に異なる会計処理が行われるのを避けるため、FASB は、市場参加者の観点から「組合せ」を評価する要求事項を残すことを望みました。

.21 アウトプットを創出するために使用される個々のプロセス自体に重要性がない場合であっても、企業は、全体として重要性があるかどうかを検討しなければなりません。

.22 組織化された労働力とは、インプット、プロセス、またはその両方である可能性があります。例えば、コンサルティング会社は、アウトプットを創出するため、知的能力を活用するというプロセスに係る従業員（インプット）のみを含んでいるかもしれません。

PwC の見解

本 ASU には従業員の正式な定義は含まれていませんが、FASB の株式報酬に関するガイダンス (ASC718) の従業員に関する定義を使うことが合理的であろうと PwC は考えています。そのため、従業員とは、取得の結果としてコモン・ロー（慣習法）に基づき取得企業と労使関係を結ぶことになる当事者ということになります。

評価の枠組み – アウトプットがない場合

.23 活動および資産の組合せにアウトプットがない場合、アウトプットを創出する能力と一緒に著しく寄与するインプットと実質的なプロセスの存在を明らかにするためには、その「組合せ」に、(1) 組織化された労働力を構成する従業員と、(2) その労働力により開発できるかまたはアウトプットに変換できるインプット、が含まれている必要があります。「組合せ」にアウトプットがない場合、労働力は、アウトプットの開発に能動的に寄与している必要があります。これは、従業員がいなければ、アウトプットを創出するために遂行できるプロセスそのものが制限されるためです。

.24 組織化された労働力には、取得したプロセスを遂行するために必要な技能、知識または経験がなければならず、それらは、他のインプットに適用される場合にアウトプットを開発する能力または取得したインプットをアウトプットに変換する能力にとって決定的なものでなければなりません。プロセスの性質によっては、このような要求を満たすのに必要な取得された労働力が少人数で構成されていることもあります（例：研究開発プロジェクトに従事している科学者など）。

.25 組織化された労働力を構成する従業員がアウトプットを開発したりアウトプットに変換したりできるインプットには、財またはサービスを開発するために使用できる知的財産、アウトプットを創出するために開発できる経済的資源、将来のアウトプットの創出を可能にするために必要な材料または権利にアクセスする権利などが含まれています。

PwC の見解

組織化された労働力によって遂行されるプロセスが、取得した別のインプットをアウトプットに変換する能力にとって決定的なものかどうかを判定するためには、判断が要求されます。この判断を行うためには、取得したプロセスがない場合にアウトプットを創出できる可能性があるかどうかを評価しなければなりません。プロセスがなければアウトプットを創出することができない場合、プロセスは、インプットをアウトプットに変換する能力にとって決定的なものである可能性が高いと言えます。

評価の枠組み – アウトプットがある場合

.26 収益が取引前後に継続して発生する場合、「組合せ」にはアウトプットがあることとなります。しかし、収益の継続のそれ自体で、インプットと実質的なプロセスの両方を取得したことを示すわけではありません。プロセスが取得されたかどうかを決定する際、収益の継続を規定する契約上の取決め（顧客契約、顧客リストおよびリースなど）の存在は取得されたプロセスを示すものではなく、そのため、そのような取決めはこの分析から除外しなければなりません。

.27 本 ASU には、以下のとおり、取得されたインプットに適用するときにアウトプットを創出する能力に著しく寄与する実質的なプロセスの例が含まれています。

- アウトプットの継続的な生産にとって決定的であり、取得されたプロセスの遂行のために必要な技能、知識または経験を有する、組織化された労働力を構成する従業員。例えば、アウトプットの生産を継続するために必要とされるプロセスの全体からみて付随的または小規模であるとみなされる場合、そのプロセスは決定的なものではない。
- アウトプットの継続的な生産にとって決定的であり、取得されたプロセスを遂行するために必要とされる技能、知識または経験を有する組織化された労働力へのアクセスを提供する、取得された契約
- 取得したプロセスが、多大なコスト、労力またはアウトプットの生産を継続する能力の遅延を生じずに入れ替えることができない場合
- 取得されたプロセスが独特または稀少と考えられる場合

.28 本 ASU には、アウトプットが存在する場合の「組合せ」を評価する方法の例が示されています。1つの例では、販売業者が(1)特定の銘柄のヨーグルトの販売権、(2)既存の顧客契約、(3)ヨーグルトの生産者との市場価格による供給契約を取得しているものの、従業員は取得していません。この例では、公正価値が複数の類似していない資産（ライセンスおよび顧客契約）に割り当てられることになるため、最初に取得企業は、この「組合せ」について選別テストを満たさないと判定します。「組合せ」には、顧客との契約からの継続的な収益によるアウトプットが含まれているため、取得者は、前項にリストアップした例について評価し、当該「組合せ」には組織化された労働力が含まれておらず、取得したプロセスがないため、事業には該当しないと判定します。この例では、将来の顧客から生じる収益の結果として、経済的なれんが存在する可能性は高いと言えますが、そのようなれんは取得した資産の中に包含されることとなります。

PwC の見解

この例は、本 ASU により、企業による取引の評価方法がどのように変わることになるかを説明するものです。現行基準では、企業は、収益の継続をもたらす顧客契約を検討して、「組合せ」にインプットとプロセスの両方が含まれていると決定するかもしれません（例：インプット＝販売権、プロセス＝将来の最低引渡要件を求める契約上の条項）。新たな評価の枠組みでは、実質的なプロセスが取得されているかどうかの分析に、顧客契約の存在は含まれません。

.29 契約上の取決めを通じて第三者（例：アセット・マネージャー）がさまざまなプロセスを遂行することは珍しいことではありません。しかし、「組合せ」が組織化された労働力へのアクセスを含んでいるからといって、必ずしも労働力が実質的であるとはかぎりません。アウトプットがない場合の評価の枠組みと同様、企業は、契約上の取決めを通じて利用できる「組織化された労働力」がアウトプットの継続した生産にとって決定的かどうかを検討する必要があります。例えば、企業は、契約の期間や更新条件を検討しなければなりません。

PwC の見解

組織化された労働力は、実質的なプロセスを表す指標になり得ます。しかし、アウトプットがある場合、「組合せ」を事業とみなすために、組織化された労働力は必要ありません。実質的なプロセスは、組織化された労働力がなくても存在することが可能です（例えば、「組合せ」が、取得されたテクノロジーやインフラを通じてオートメーション化されたプロセスを含む場合）。

僅少とはいえない金額ののれんの存在

.30 評価の枠組みに基づいて「組合せ」を評価する場合、僅少とはいえない金額ののれんの存在が、取得されたプロセスが実質的であることを示す可能性があります。すなわち、企業が、「組合せ」に含まれる純資産の公正価値を上回る額を進んで支払おうとする場合、そのこと自体が、「組合せ」に実質的なプロセスが含まれていることを示す可能性があります。しかし、経済的なのれんが存在しているとしても、インプットや実質的なプロセスが識別されなければ、その「組合せ」は事業に該当しない、というシナリオ(上記のヨーグルト販売業者の例など)が存在する可能性もあります。

次のステップ

.31 公開企業(public business entities)について、本 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間に公表される財務諸表に適用されます。その他のすべての企業について、本修正は、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間に公表される財務諸表に適用されます。期中報告期間の適用を含め早期適用が認められており、また将来に向かっての適用が要求されます。

.32 本修正は、早期適用することができます。また、適用される財務諸表が公表されていない場合には本 ASU の公表(2017 年 1 月 5 日)前に発生した取引に対して適用することができます。例えば、12 月決算の公開会社は、2016 年度第 3 四半期より後であるが 2016 年の Form 10-K のファイリング前に発生した取引に本 ASU を適用することができます。早期適用する場合、事業の定義によって影響を受けるすべての取引に本修正を適用しなければなりません(例えば、「組合せ」が事業の定義を満たしているかどうかを決定するために、事業セグメントの間の「組合せ」の移動を評価しなければならず、これが、のれんの配分に影響する可能性があります)。

.33 本 ASU は、より広い範囲のプロジェクトの第 1 フェーズです。2017 年前半に完了予定の第 2 フェーズでは、部分売却および譲渡を含む非金融資産の認識の中止に関するガイダンスが明確化される予定です。PwC は、新たな定義での事業としての要件を満たす「組合せ」の数は減ると見込んでいます。資産の要件を満たす「組合せ」の数が増えれば、非金融資産に関するガイダンスに基づき認識を中止する数も増え、本プロジェクトの第 2 フェーズの重要性が高まります。第 3 フェーズにおいて、FASB は、資産と事業の取得および処分会計処理の違いを再検討する可能性があります。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.